

利用許諾規定

株式会社明新社（「奈良つながるプロジェクト」として運営管理を行う。以下「甲」という）とイラスト利用者（以下「乙」という）との間において、奈良の観光振興を目的とするキャラクター等の利用許諾について、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（定義）

本契約において各号に定める用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 本件キャラクター 本契約別紙記載のキャラクターをいう。
- (2) 本件著作物 本件キャラクターの視聴覚及び文芸著作物を構成するキャラクターイラスト、名称、シンボル、ロゴマーク、ストーリー、テーマ、世界観、背景設定、楽曲等の著作物をいう。
- (3) 本件商品化権 有償・無償を問わず本件キャラクター及び本件著作物を利用した製品・商品又は製作物（有形・無形を問わない）を制作・製造し、これを販売・頒布することができる権利をいう。なお、キャンペーンや販売促進等への利用も含まれるものとする。
- (4) 本件商品 乙が本契約に基づき制作・製造・販売・頒布する本件キャラクター及び本件著作物を利用した製品・商品又は制作物であり、本件商品化権の対象となるものをいう。

第2条（許諾）

- 1 甲は乙に対し、奈良の観光振興を目的として、乙が本件キャラクター及び本件著作物を本契約添付別紙「利用範囲」に記載の範囲及び内容において利用することを非独占的に許諾する。但し、乙は、第三者への再許諾をする権限は有しない。
- 2 乙は、事前に候補製品審査を行った結果、甲が承認した商品の制作・製造・販売・頒布についてのみ本件キャラクター及び本件著作物を利用し、本件商品化権を行使できるものとする。

第3条（商品化企画の承認）

- 1 本件商品化権の実施に先立ち、乙は、乙が作成した本件キャラクター及び本件著作物を利用した本件商品の「企画書」及び「利用許諾申請書」（以下、総称して「申請書」という）を甲に提出するものとする。なお、乙は申請書に本件キャラクター及び本件著作物の利用概要、本件商品の品名、標準小売価格、その他必要な条件を明記するものとする。
- 2 甲は、乙から申請書を受領した後、甲の5営業日以内にその諾否を書面または電子メール等にて乙に通知するものとする。但し、回答期間の延長に関し、甲から乙に対し、申し入れがあった場合は、この限りではない。

第4条（運営管理費）

- 1 乙は甲に対し、本契約期間における運営管理の対価（以下「運営管理手数料」という）として、

本件商品の製造数量1個につき、本件商品の標準小売価格の6パーセント相当額（消費税等は別途、乙の負担とする）を支払うものとする。

但し、本件商品の個別の特殊事情により、甲乙双方の申し出により協議の上個別に決定することができるものとし、その場合、覚書を締結して別途運営管理手数料を決定する。

- 2 乙は、本契約締結後、毎月末日に締め切り、翌月15日までに、乙による本商品化権の実施状況（集計期間中に乙が販売した本件商品及びその標準小売価格、製造数量、発生する運営管理手数料、販売開始日等）を取りまとめて、書面により甲に報告し、甲は当該報告に基づき乙に請求書を送付する。
- 3 乙は、前項の請求金額を、甲の請求書到達日から30日以内に、甲の指定する金融機関に振込みにて支払うものとする。但し、振込手数料は乙の負担とする。

第5条（遵守事項）

乙は、本件キャラクター及び本件著作物の利用、並びに本件商品を制作・製造・販売・頒布（以下、併せて「本件利用」という）するにあたり、甲及び本件キャラクターの名誉・声望を損なわないよう配慮し、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 本件商品及び乙における本件利用が社会的、教育的に悪影響を及ぼすおそれのある内容であってはならず、また、本件キャラクターは神様に奉納されたものであり、神様は忌み嫌うので、不浄なもの（ゴミ箱・足拭きマット・死をイメージするもの等）には使用できない、且つ、その安全性に十分留意すること。
- (2) 甲及び本件キャラクターの名声を毀損するような内容で本件商品を制作・公開・販売・頒布等しないこと。
- (3) 乙は、本件商品に本件キャラクター及び本件著作物を利用するにあたっては、本件キャラクター及び本件著作物のオリジナル性を損なってはならず、本件商品の企画、デザイン、仕様、内容、並びに本件商品における本件キャラクター及び本件著作物の利用方法等について本契約第6条に基づき、事前に甲の監修を受け、甲の承認を得るものとする。
- (4) 乙は、本件商品の制作・製造・公開・頒布等にあたり、本件キャラクター及び本件著作物の一部乃至全部を改変してはならない。また、乙は、本件利用及び本件商品の制作にあたり、原則として、本契約第21条に定める本件素材以外の素材等を利用してはならない。
- (5) 本件商品における著作権表記等の表示に関しては本契約第7条を遵守すること。
- (6) 乙は、本件利用にあたっては、情報規制等、甲の提示する条件を遵守すること。
- (7) 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、本件キャラクター及び本件著作物に関連して、著作権並びに商標権等の産業財産権に関する出願申請・登録等を行わないこと。
- (8) 乙は、甲が利用を承諾していない内容及び利用範囲にて本件キャラクター及び本件著作物を利用してはならない。
- (9) 乙はキャラクターを使用する際、これを一切加工してはならない。
ただし、キャラクターの背景に図柄を入れる場合はそのラフを提出し、甲がこれを承認すれば背景を入れることができる。（別途デザインマニュアルに準ずる）
- (10) 乙は、甲が承諾していない本件商品を制作・製造・販売・頒布・再許諾等してはならない。

第6条（監修）

- 1 乙が、本件キャラクター及び本件著作物の利用に関する企画を立案した場合、これを企画書として取り纏め、甲に書面にて提出の上、当該企画内容に関し、甲の承認を得るものとする。なお、乙は、甲の承認を得ていない本件キャラクター及び本件著作物の利用に関する企画を実行してはならない。また、乙の企画の承認に関しては、当該企画の内容を勘案し、甲が判断するものとし、乙はこれに異議を申し立てないものとする。
- 2 乙は、前項に定める甲の企画承認を得て、本件商品の制作を行った場合、その製造（量産・複製）・公開・頒布に先がけて必ず甲の監修を受けるものとし、第5条に定める遵守事項に違反するものではないかどうか、並びに本件キャラクター及び本件著作物が適正に利用されているかどうかにつき、甲の書面または電子メールによる承認を得なければならない。
- 3 前項に定める監修の結果、甲が修正を必要と判断した場合、甲は合理的な範囲内で乙の費用負担により修正を命じることができる。尚、乙は、修正後、改めて甲の監修を受け甲の書面または電子メールによる承認を得なければならない。以後、甲の監修承認（合格）を得るまで同様の手順を踏むものとする。
- 4 乙は、本条に定める甲の書面または電子メールによる承認を得るまでは、本件商品の製造・製作及び公開・販売・頒布を行ってはならない。

第7条（表示義務）

- 1 乙は、本件利用及び本件商品において、本契約別紙記載の表記を行うものとする。尚、当該表記の明示の方法及び場所等詳細については別途甲の指示に従うものとする。
- 2 乙は、本件利用及び本件商品において、製造物責任法、特定商取引法または関連する法規に基づく表記または表示を行うものとする。
- 3 本条第1項及び第2項の他、乙は、別途甲より指示があった場合は、本件利用及び本件商品に於いて、当該指示に基づく表示を行うものとする。
4. 製品及びすべての物品にはタグ等に必ず以下の表記を入れるものとする。

「本キャラクターはその作者であるにしだあつこさん及びにしださんから奉納を受けた春日大社が、これを使用した商品によって、奈良の経済活性化につなげてもらいたいという主旨で使用を許可いただいたものでありますので、これによって春日大社が利益を得るものではありません。」

第8条（費用負担）

乙による本件利用及び本件商品の開発、制作、製造、公開、出版、販売、頒布等に要する費用は、
全て乙の負担とする。

第9条（保証責任）

甲は、本件商品の品質等に関して、乙に対し何等の責任及び保証はないものとし、乙は本件商品から生じるあらゆるトラブルや損害賠償の請求については、乙自身の費用と責任を以てその解決にあたるものとし、甲に対し、一切の迷惑をかけないものとする。

第10条（広告）

乙が、本件商品の販売促進の為、本件著作物を広告宣伝する媒体に於いて利用する際は、事前に書面にて甲に通知するとともにその内容について、甲の書面による承認を得るものとする。なお、

当該承認の手順は、本契約第6条に定める監修手順に準拠するものとする。

第11条（権利譲渡の禁止）

乙は、本契約から生じたいかなる権利・義務の全部または一部を、甲の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に譲渡、貸与、継承し、または担保の用に供してはならないものとする。

第12条（紛争対応）

- 1 乙は、本件キャラクター及び本件著作物に関し、第三者がこれらに関する権利を侵害または侵害するおそれがある場合、並びに本件利用及び本件商品の開発・制作・公開・頒布等に関し、不正競争を行う者を発見した場合、直ちに甲に通知するとともに、当該第三者の行為に対し、甲乙協議の上、協同して適切な措置をとるものとする。
- 2 本件商品の制作・製造・販売・頒布にあたり、本件キャラクター及び本件著作物に関連または起因しない事由にて紛争が起こった場合、乙は自己の費用負担と責任において当該紛争を解決するものとする。
- 3 本件商品の制作・製造・販売・頒布にあたり、本件キャラクター及び本件著作物に直接起因する事由にて紛争が起こった場合、甲は自己の費用負担と責任において当該紛争を解決するものとする。

第13条（見本の提供）

乙が、本件商品を制作・製造した場合、乙は、その掲載・公開または販売・頒布前に種類別に各3点を見本として甲に提供するものとする。

第14条（帳簿の保管義務及び監査）

- 1 乙は、本件利用及び本件商品の製造及び販売・頒布に関する正確かつ十分に詳細な帳簿、記録、その他関連資料を作成し、本契約終了後3年間保管するものとする。
- 2 本契約の期間中及び本契約終了後3年間、甲は本件利用及び本件商品の製造及び販売・頒布に関する帳簿、記録、その他関連資料等を閲覧・調査する権利を有するものとし、甲の要請があった場合、乙は直ちに前項に定める帳簿等の関連資料を提示し、そのコピーを甲に提出し、甲の要求に従い甲または甲の指定する代理人の立ち入り監査を受けるものとする。なお、本項に定める立ち入り監査は、乙の営業時間内に実施するものとする。

第15条（権利の帰属）

乙は、本件キャラクター及び本件著作物に関する著作権（著作権法第21条乃至第26条、第27条及び第28条所定のすべての権利を含む；以下同じ）及び産業財産権（これらの登録を受ける権利を含む）等一切の権利、並びに本件商品における本件キャラクター及び本件著作物に関する著作権等の知的財産権が乙に帰属するものではないことを確認する。

第16条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本契約を通じて知り得た相手方の技術上、営業上の情報及び個人が識別できる個人情報（以下、併せて「秘密情報」という）を第三者に開示・漏洩してはならない。本契約が期間満了または途中解除により終了した後においても本条は継続し効力を有するものとする。但し、当該

個人情報を除き、以下の各号を証明できる情報については、本条に定める秘密情報に該当しないものと定める。

- (1) 取得または開示の時点で既に公知、公用となっている情報、または開示後、情報を受領した当事者の責によらず公知、公用となった情報。
 - (2) 甲または乙が開示を行った時点で相手方が守秘義務を負わず既に保有している情報。
 - (3) 正当な権利を有する第三者より守秘義務を負うことなく合法的に取得した情報。
 - (4) 相手方の書面による承諾を得た情報。
- 2 前項の定めにもかかわらず秘密情報を第三者に開示する場合、甲及び乙は事前に相手方の書面による承諾を得るものとする。相手方の承諾を得た場合、当該開示の目的の範囲内において秘密情報を開示することができる。
- 3 甲及び乙のいずれかは、相手方が本条第1項及び第2項の定めを反し、第三者に秘密情報を開示したことにより損害を被った場合、相手方に損害賠償請求を行うことができるものとする。

第17条（解除）

- 1 甲または乙が次の各号のいずれかに該当するに至った場合、相手方は何らの通知、催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとする。
 - (1) 自らが振出し若しくは引き受けた手形または小切手を不渡りにし、または支払いを一般的に停止したとき
 - (2) 第三者より仮差押え、仮処分、差押え、競売の申立て若しくはその他の強制執行または公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (3) 破産、民事再生、特別清算、会社更生手続きの申立てを自らなし、または第三者より申立てられたとき
 - (4) 監督官庁より営業停止または営業免許若しくは営業登録の取消をされたとき
 - (5) 第三者から強制執行を受けたとき
 - (6) 財政状況が著しく悪化またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
 - (7) 暴力団、暴力団関係者、その他反社会的な勢力に所属あるいは関与するものであることが認められたとき
 - (8) 社会的に著しく信用を失墜すると認められる事態が起こったとき
 - (9) 本契約を継続しがたい税法、会社法上の法令違反があったとき
- 2 甲または乙が本契約に違反、または不履行に該当するに至り、相手方が書面にて相当の期間を定めてその是正を催告したにもかかわらず、なおこれを是正しない場合は、相手方は何等の通知、催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとする。
- 3 甲または乙が本条第1項の各号、第2項のいずれかにでも該当したときは、当然に期限の利益を失い相手方に対して負担する一切の債務及び損害を直ちに弁済するものとする。但し、当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害、特別の事情から生じた損害（但し、当事者が予見し、または予見可能であった場合の当該損害は除く）、逸失利益についての賠償責任については当事者間の協議によりその措置を決定する。
- 4 甲または乙は、本条に基づく本契約の解除または相手方当事者の本契約違反により損害を被った場合、当該損害の賠償を相手方に請求することができるものとする。

第18条（取引関係者の確認等）

- 1 甲及び乙は、自己または本件委託業務に関して自己を代理もしくは媒介する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを総称して「反社会的勢力等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。
 - (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる企業または団体と関係を有すること。
 - (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる企業または団体と関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって反社会的勢力等を利用すること。
 - (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と関係を有すること。
- 2 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行ってはならない。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
- 3 甲または乙は、相手方が前二項のいずれかに違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部または一部を解除することができる。
- 4 本契約第17条第4項の定めは、本条に基づく解除にも準用されるものとする。

第19条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、本契約末尾記載の本契約の締結日より1ヶ年間とする。
- 2 甲または乙が、本契約期間の延長または本契約の更新を希望する場合、本契約の有効期間満了日の2ヶ月前までに相手方当事者に対し、書面にて意思表示を行い、本契約の延長・更新に関し、協議を行うものとする。なお、当該協議にかかわらず、本契約の有効期間満了日までに本契約の延長・更新に関し、その条件等合意に至らなかった場合は、当該期間満了日にて本契約は終了するものとする。
- 3 本契約に基づく本件キャラクター及び本件著作物の利用許諾の期間は、本条第1項に定める本契約の有効期間に準ずるものとする。
- 4 本契約の終了原因理由の如何を問わず、本契約第4条、第5条、第9条、第11条、第12条、第14条、第15条、第16条、第17条第3項及び第4項、第20条、第22条、第24条、及び本項の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第20条（期間満了後の措置）

- 1 本契約終了時点をもって、乙は、本件利用及び本件商品の公開・製造・販売・頒布等を停止・終了

するものとする。

- 2 乙は甲に対し、本契約の終了時に、乙が本件商品の在庫を有しているときは、その数量を報告するものとし、甲はその報告のあった数量については、運営管理手数料の支払いを条件に当該期間満了後3カ月間に限り販売・頒布することを認める。

第21条（素材）

- 1 乙が、本件利用及び本件商品の制作・製造にあたり、本件キャラクターに関わる資料や素材等（以下「本件素材」という）が必要な場合、乙は甲に対し書面でこれを請求するものとし、甲は乙に対し、提供可能な本件素材を貸与するものとする。
- 2 乙は、本件利用及び本件商品の制作にあたり、本件キャラクターの新規のイラスト等の素材（以下「新規素材」という）が必要な場合、その制作を甲に依頼の上、その対応詳細を甲乙両者にて協議の上、定めるものとする。なお、新規素材の提供については、原則、有償とし、当該費用は乙の負担とする。また、新規素材の取扱いに関しては、本件キャラクター、本件著作物及び本件素材に準ずるものとする。
- 3 乙が、前二項に基づき本件素材を甲より提供または貸与されている場合、乙は利用後、直ちにこれらを甲に返却するものとする。
- 4 乙は甲に対し、本件素材の貸与にかかる実費（本件素材の複製費・発送費等）を負担するものとする。

第22条（損害賠償）

甲または乙は、本契約の違反により生じた損害について、当該違反者に対し請求することができ、当該違反者は当該損害を賠償する義務を負うものとする。

第23条（契約の変更）

本契約の変更は、甲乙両者の記名・押印のある書面によつてのみなされるものとする。

第24条（合意管轄）

甲と乙は、次条の協議にもかかわらず、本契約に関して訴訟が生じた場合は、被告の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第25条（協議事項）

本契約に定めのない事項、または本契約条項について疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。